

# 昭和55年度 臨床相談技術共同開発事業報告

## 年少非行に関する研究(第1報)

研究第6部・部会長

石井 哲夫・権平 俊子・野田 雅子  
 神田 久男・山本 清恵・吉川 政夫  
 柴田 良一・森本 照雄  
 下平 幸男 (厚生省児童家庭局企画課)  
 枋尾 勲 (厚生省児童家庭局企画課)

### I はじめに

長年にわたって、問題行動児の臨床治療技術の開発研究を行ってきた本研究部は、少なからず、その研究発表における対象児の選定を限定してきた感を与えていた。実情としては、年齢的にも、問題別においても、かなり幅の広い多様な問題行動を考へ、それらにとりくんできた。この度厚生省の下平専門官からの示唆もあり、問題行動における最もアップトゥデートな年少非行についてのとりくみをはじめることとなった。

最初に考えたことは、次の3点である。

① 今日年少非行問題に直接とりくんでおられる、現場の人たちから、豊富な具体的な体験に基づく話をうかがい、そこからまず年少非行問題の概要を知

② 昭和44年度から昭和54年度までに刊行された、厚生省監修による児童相談事例集に収録されてある年少非行児の事例をとり出し、これを読みあつて、年少非行の概要と、これにとりくむ児童相談所をはじめ関係各機関の年少非行への対処の仕方について検討してみる。

③ 更に本第6研究部において、現在とりくんでいる、非行少女の治療事例を紹介し、その治療経過を通して、考えられる問題点を述べてみる。

以上の研究は、あくまでも、年少非行へのとりくみの第一歩を意味するものである。とかく、心理臨床が研究室における閉鎖性を示すことを批判されている。心理臨床が飽くまでも、対象者の福祉を増進することを希うものであれば、当然かなり広い視野に立った対象の把握を志すことが必要になってくる。それは、実社会に優先

すべき緊急なニーズが発生してくるからである。ただ今、実社会において多発している年少非行に直面し、とりあえずとりくまなければならない事情におかれている。学校、警察、児童相談所等の第一線の機関では、非常な苦勞をもってその機能を整備してきていることであろう。しかしながら、どうしても超えることの出来ない社会的事情があつて、学問分野において本質と考へられている対象者を取りまく社会への対策が十分に考へられていかず、対応的な方策に追われてしまうことになりやすいと考へられる。

〈ここに心理治療の研究室から、これらの社会的現実との接点を求めて、年少非行の現実を把握し、本質的な課題が奈辺にあるかを探索し、出来れば、現場への何等かの建設的な志向への一助たらんと考へている次第である。〉

### II 年少非行に対する関係機関のとりくみ

年少非行の指導や治療的処遇、予防にたずさわる諸機関のうち、児童相談所、警察、教護院、公立中学校の生活指導担当の方々から年少非行の現状と対策の要点について述べていただき、現在の年少非行に関するまゝめと見解を著わしたいと思う。

#### 1. 児童相談所

1) 非行相談ケースの内容について  
 児童相談所で扱う非行少年の範囲は、少年法にいう触法少年及び虞犯少年である。触法少年とは、少年法第3条によれば、14歳に満たない時点で刑罰法令に触れる行為をした少年であり、虞犯少年とは、その性格または環境に照して将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞れのある少年を言う。児童相談所の相談分類で

第1表 養護・非行相談の年齢区分別推移（構成割合）

	養護・非行相談の年齢区分別推移（構成割合）								
	養護相談			非行相談			触法行為等相談		
	受付件数	年齢区分		受付件数	年齢区分		受付件数	年齢区分	
	0～5歳	6～11歳	12歳以上	0～5歳	6～11歳	12歳以上	0～5歳	6～11歳	12歳以上
昭和38年度	23,327 (100.0)	0.4%	18.7%	81.0%	38,431 (100.0)	0.3%	26.0%	73.7%	
43	14,681 (100.0)	0.6%	17.6%	81.8%	18,312 (100.0)	0.4%	34.3%	65.4%	
48	10,265 (100.0)	0.4%	17.6%	82.0%	15,881 (100.0)	0.4%	30.1%	69.5%	
53	11,515 (100.0)	0.3%	14.5%	85.2%	13,652 (100.0)	0.3%	28.3%	71.4%	

夫類、児童・児童 本山・民入 厚生省報告例  
 は、これらの少年の相談をそれぞれ、触法行為等相談並びに教護相談と分類している。そして、これらの少年は通常、教護触法児童と総称されている。

警察庁保安部調べによる昭和53年度の全国の触法少年は40,918人であるが、全国の児童相談所における触法行為等相談件数は13,652件（第1表）であった。単純に計算すると、警察で扱ったケースの3分の1が児童相談所に通告され、受付られていることになる。児童相談所における同年度の教護相談は11,515件である。触法行為等相談および教護相談を合わせた非行相談件数は、児童相談所の受付総件数の10%である。第1表には、昭和38、43、48年度の資料も載せられているので合わせて参照されたい。ちなみに、児童相談所に通告されるケース件数では、39年度がピークである。

厚生省報告例  
 年齢区分による内訳については、昭和53年度を例にとると、触法行為等相談では、5歳までが全体の0.3%、6～11歳が28.3%、12歳以上が71.4%である。教護相談では、5歳までが0.3%、6～11歳が14.5%、12歳以上が85.2%を占めている。資料からも読み取れるように、教護触法児童のほとんどは、小学校5・6年生および14歳未満の中学生である。小学校低学年と幼児は量的にはほんの一握りにすぎない。また、非行内容は、窃盗がその大部分を占め、グループ非行が目立っている。

2) 処遇について  
 次に非行相談の処理方法について第2表を見てみよう。  
 訓戒・誓約がかなり多い。しかし、年度別の推移をみると、それが減少する傾向にあり、変わって、最近の非

第2表 養護・非行相談の処理方法の推移（構成割合）

年 度	教 護 相 談				触 法 行 為 等 相 談			
	38	43	48	53	38	43	48	53
総 数 件 %	23,350 100.0	14,934 100.0	10,281 100.0	11,472 100.0	37,628 100.0	18,926 100.0	16,358 100.0	13,650 100.0
訓 戒	11.2	14.5	15.7	6.1	34.6	35.8	37.5	28.9
誓 約	9.2	6.9	6.9	7.2	16.7	17.3	13.6	13.6
児童福祉司の指導	0.6	1.4	0.9	0.7	0.8	1.2	1.5	1.0
福祉事務所送致又は通知	1.2	0.5	0.3	0.1	3.9	2.8	2.1	1.0
児童委員の指導	0.3	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
里親・保護受託者委託	8.1	8.6	8.7	9.8	5.9	6.8	5.5	6.6
児童福祉施設入所	...	...	0.6	1.3	...	...	0.4	0.7
家庭裁判所送致 ※①	1.5	1.4	1.1	0.7	1.3	0.6	0.6	0.8
他機関あっ旋・紹介	29.5	27.0	28.7	31.6	14.7	15.4	17.4	22.2
面接指導 1回	9.9	9.4	10.3	17.9	8.8	7.1	11.0	15.3
2回以上	28.6	30.0	26.6	24.4	13.3	13.0	10.3	9.9
その他	47	25	11	14	160	44	16	5
家庭裁判所送致（再掲） （件数） ※②								

※① 児童福祉法第27条第1項第4号により家庭裁判所に送致されたもの。

※② 児童福祉法第27条の2により家庭裁判所に送致されたもの。

行対処の方法として面接指導、とくに2回以上を継続する面接指導が顕著に増加してきているのが特徴的である。その他で多いのは、児童福祉司の指導と児童福祉施設入所である。

処遇に際して考えられなければならないことは、判定・措置基準の明確化と、措置としてどのような方法が有効かという問題である。これらの問題は、個々の年少非行のケースをどのようにとらえるかと密接にかかわっている。たとえば、情緒障害として年少非行のケースをとらえるならば、登校拒否と同様な措置や治療をすべきであると考えられるかも知れない。つまり、年少非行の発生のメカニズムや背景あるいは原因を検討し、把握することが、次のステップの治療や措置を決定づけ、有効なものとならしめるといえよう。それゆえに、そのような検討や研究をする機会を各ケースごとに十分にもつことが望ましい。また、それらの仕事が妥当なものであったかどうかを確認するためには、措置後、治療後の事後調査の実施、あるいは、アフター・ケア・システムの充実も考える必要がある。

(3) 対策について

全国の児童相談所が非行対策として独自に実施している主な事業をあげてみると、教護・触法児童キャンプ、施設退所児指導、施設退所児アフター・ケア組織活動、非行児童事後調査、シンナー吸引特別指導教室、青少年

街頭補導、一日里親（三日里親）などである。

これらの事業は、各都道府県ごとに様々な形式と内容をもって熱心を実施されているが、それらに加えて、たとえば、学校、警察、児童相談所との実質のある連帯関係や地域ぐるみの非行防止協力体制など、年少非行の早期発見システムと積極的な非行防止対策の工夫も欲しいところである。

2. 警察

昭和55年度中に補導された少年は、約15万3000人で過去10年間の最高となっている。このうち刑法犯は約3万人で昭和52年以降4年連続して増加した。少年犯罪の一般的傾向は依然として窃盗、とりわけ万引、自転車盗、オートバイ盗が多発するとともに、中学生の校内暴力事件、なかでも教師に対する生徒の暴力事件、暴走族グループによる対立抗争や一般車両襲撃事件及び女子中学生による暴行、傷害事件等の犯罪が増加し、非行の多様化傾向がみられる。更に、覚せい剤事犯をはじめ、暴力団員等が少年を喰い物にする福祉犯罪も増加したこと等があげられる。特に14歳未満の年少児についてみると、以下のことが明らかである。

（昭和55年度の刑法少年の罪種別・年齢別補導人員（14歳未満）は、第3表のようになる。ここから）

（1）刑法犯少年を年齢別に昭和46年と比べると、10歳未満、19歳以上は減少したが、他は増加した。前年

第3表 刑法犯少年の罪種別・年齢別補導人員（14歳未満）

年齢別	年次	罪種別							計	赃物	その他
		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯					
総数 ～19歳	46	19,797	540	5,128	11,845	545	189	254	1,296		
	54	24,970	256	4,010	16,730	3,035	117	205	617		
	55	30,211	422	5,176	19,756	3,885	118	199	655		
10歳未満	46	700	17	9	540	20	1	9	104		
	54	521	20	18	435	12			36		
	55	632	12	8	555	20			37		
10歳	46	321	2	9	272	10	3	2	23		
	54	365	3	9	321	22		2	8		
	55	387	5	8	342	19		1	12		
11歳	46	447	1	19	385	24		2	16		
	54	500	3	20	426	31	4	8	8		
	55	714	9	17	612	62	2	3	9		
12歳	46	780	1	17	688	40	1	12	21		
	54	963	12	44	781	92	8	5	21		
	55	1,494	6	67	1,219	160	6	5	31		
13歳	46	1,441	3	117	1,180	73	6	30	32		
	54	2,630	9	232	2,094	222	7	33	33		
	55	3,358	10	277	2,605	386	15	32	33		

第4表 少年相談取扱状況(14歳未満)

区分 性別 年齢別	総数	不良行為に関する問題										変態性	精神障害関係	暴走族の問題	その他
		交友関係		社会関係からの脱落			性癖関係								
		不良交友	不交純異性遊	怠学	家浮出・浪	盗癖	金持出品し	金らん銭費	暴行癖	その他					
総数	3,322	585	127	308	646	279	210	28	187	222	21	81	148	480	
構成比	100	17.6	3.8	9.3	19.5	8.4	6.3	0.8	5.6	6.7	0.6	2.4	4.5	14.4	
性別															
男	2,076	378	19	218	188	228	177	23	177	169	20	58	145	282	
女	1,246	207	108	90	458	51	33	5	16	53	1	23	3	198	
年齢															
6歳未満	11					2	4							5	
6～10歳	263	6		19	7	67	95	8	6			7		48	
11～13歳	469	65	5	43	47	92	75	6	20	14	6	14		82	

同位と比べると全ての年齢とも増加し、特に11歳、12歳の増加率が高い。また、少年相談取扱状況(第4表14歳未満)をみると、

(1) 少年相談の受理数は3,322件で、前年(3,476件)に比べ154件(4.4%)減少した。(2) 相談内容をみると、「家出・浮浪」(19.5%)が最も多く、次いで「不良交友」(17.6%)、「しつけの問題」(8.4%)、「怠学」(8.4%)、「金持持出し」(6.3%)の順となっている。

(3) 学識別にみると、高校生(36.7%)が最も多く、次いで中学生(31.5%)、小学生の(11.9%)順となっている。

このような状況の下に、昭和55年警視庁の運営重点に「少年非行の防止」が4年連続でとりあげられた。推進重点は1.街頭補導活動の強化 2.生徒非行の防止活動の強化 3.暴走族等非行集団の解体補導の強化と事業の適正処理 4.福祉犯罪の取締り強化 5.少年を取り巻く有害環境の浄化である。都内で「中学校校内暴力事犯防止対策連絡会議」や警視庁と東京私立中学・高等学校協会との連絡会を開催するなどの校内暴力防止に努めた。それと同時に暴走族追放のため、「町ぐるみ暴走族追放総決起大会」を開催するなど暴走族の予防にも力を注いだ。

3. 中学校の生活指導の立場から  
1都内の公立中学校の生活指導担当教諭によれば最近の中学生の非行の傾向として 1.集団化 2.低年齢化、3.右傾化、凶悪化、組織化 4.一般化 5.流行、マスコミの影響の増大があげられるという。ひとりひとりの子ど

もは良い子で喫煙、シンナーや窃盗なども仲間と一緒にないと絶対といっていいほどできない。仲間の行為にひきずられる点で個人としての当然の自立心の欠如が疑われる。小学校高学年では、喫煙、シンナー等の嗜好品の非行よりもカニを屋上から投げ落すなど身のまわりの生物の命を理由なく残虐に殺すという生命の尊厳に対する無感覚から発する問題行動や窃盗などが目立つという。これらの問題行動の萌芽は小学校低学年から見受けられる例があるとされ、非行の低年齢化が相当に根深い問題を背景としていることが指摘される。暴走族の服装や「憂国」などのスローガンに見られるように非行集団は右傾化し、同時に暴力団を頂点とする組織化が進行しつつある。現在、非行を黙認する風潮が学校内の同年輩の集団に浸透しつつあり、非行を否定せず暗に共感する雰囲気醸成されて、非行が一部児童生徒の特殊な問題とは言えない状況となっている。また、少年向週刊誌やテレビによって提供される暴力や薬剤中毒や非行のあらわれに刺激されたり憧れたりして非行にはっていく少年たちもみられ、マスコミが非行をあおりたてこそすれ、ほとんど非行を抑制する力になっていないことは問題とされなければならない。

非行に対する学校側の対策としては、「わかる授業」をするための教授法の工夫、文化祭や合唱祭、体育祭など学校行事への参加と運営を通じて目標を与えて、授業以外の活動のやりがいを実感させることや、洗面、寝具の始末等、基本的な生活習慣や身の自立をはかる教育を通じて自律心を育てることなどの指導が行なわれている。ある生徒の問題行動やその原因をクラス全体で話し合うことを通じて、問題をかかえている生徒をも「落ち

こぼれ」として見捨ててしまうことのない、共感し合えるクラス作りと担任の指導、教師間の協力、PTAとの協力等の熱心な対応が進行中である。

#### 4. 教護院

非行少年のうち、主として義務教育年齢にあり、非行の程度がかなり進んでおり、かつ親がないか、または親に監護させるのが不相当と判定された児童が、児童福祉法による保護として教護院に入所する。教護院の目的は、非行児童を収容し、これを治療教育することにある。収容対象年齢は満6歳以上18歳未満で、窓口は、通常の場合、児童相談所になっている。現在、全国に58施設がある。

昭和52年の資料によると、2,855人の児童が全国各地の教護院に収容されている。ふつう、教護院に送られてくるのは、児童相談所の触法行為等相談を受けた児童の6～7%くらいである。非行の主訴の半数は窃盗であり、家出・浮浪と性的問題がそれぞれ10%弱である。最近、登校拒否や怠学、粗暴などが原因で措置されるケースが増えている。年齢的には、小学生該当が21.0%、中学生該当が73.4%、中卒該当が5.6%である。性別では男77.3%、女22.7%（不純異性交遊が高い割合を示す）である。知的に遅れている児童は15%以下であった。

当然のことながら、収容されている児童の家庭環境は悪く、いわゆる崩壊家庭のケースが多い。実父母がそろっている児童は半数に満たない(38.8%)。また、両親がそろっていても、彼等が親としての役割を果たしていない家庭が多く、いずれの場合も、単に基本的生活習慣が身につけていないというよりも、正常な人間関係を知らないで育ってきたケースが多い。

収容期間は普通1～2年であるが、その間に、生活指導担当職員は児童と起居をともしながら、児童との間に好ましい人間関係を結ぶことを基本としつつ、生活指導、学科指導あるいは職業指導などの教育を行っている。

教護院に来るケースには、非行歴が長く、重度化した児童が大半である。施設の側からすると、もう少し早期のうちに来れば、よりよく、より早く治るケースが多いという。このへんの処遇については、教護院と児童相談所両機関の間の1つの課題かも知れない。児童相談所は主として individual therapy であり、教護院は主として group therapy である。この個々の個性を生かすことと、両者をうまくつなげて生かす方策を考えることが今後必要かも知れない。あるいは両者の機能を合わせもつような新しい機関を新たにつくることはできないだろうか。

#### 5. ま と め

以上述べた各方面からの指摘を総合すると、以下の諸点を共通する問題としてあげることができる。

1 非行は明らかに低年齢化の傾向にあり、今後ますます低年齢化していく可能性がある。関連機関の対策は、特に14歳未満の年少非行児を他の年齢の非行と別個に処遇し発達の特徴を加味して原因の究明や予防を行なおうとするところまで至っていない。近年の年少非行の増加に対して、この時期の発達の特徴に応じた非行の理解と処遇はその必要性は認められながらも、ほとんど未知の領域である。その意味では困難な問題であるが、非行発生予防に重点をおいた基礎的研究が年少非行児の発達の特徴に応じた実際の処遇の方法の研究改善と密接な連携を保って強力に推進されることが切望される。

2 年少非行の背景となる諸要因に関しては、

1) 家庭環境が重要である。特に両親の生活態度に反発して非行化するケースや両親に対して暴力をふるうケースなどが多く見られる。単に親子の「関係」がいかにあるかに限らず、親が家庭の中で平素子どもの模範となるようにふるまっているかどうか、非行発生に重要な歯止めとなると考えられる。

2) 子どもの生物学的要因。教護院に収容されたケースについて調べると、てんかんや脳波異常などの所見を認める者の比率が高い。知的にはボーダーラインの者が高率を占めている。

3) 受験勉強と進学を至上目的とする社会的風潮に親や学校や子どもの教育観が圧倒され、勉学に興味と意欲を持つことができない子どもが増加する傾向があることなどがあげられる。

3 非行の予防や治療や処遇に当たっている諸機関の現状を述べると、各機関はそれぞれ最善を尽して非行の予防、治療や処遇を行なっているが、有効な対策は見出されていない。これは各機関の、年少非行に対する問題の認識のしかたや治療的処遇指導についての考え方、予防法などがそれぞればらばらであり、機関相互の横のつながりが不十分で指導や治療的処遇が行なわれ、予防対策が講じられていないことが一因と考えられる。

ひとつひとつの非行について家庭、児童相談所、学校、警察、教護院その他の機関がケースに即した相互の協力を行なうことが問題解決の一步であり、年少非行児をとりまく地域社会を含めて、諸機関が情報の交換と連携した対策の進展に熱意をもって積極的に取組んでいくことが切望される。

第5表 年少者非行の分析

取り扱った時 非行	年齢・性別	問題歴	家庭環境	検査所見	総合所見	処遇・経過
家庭内暴力	11才男	独りっ子。 小4頃より乱暴な言動、母に暴力を何度も振う。	父：1年前に死亡。やさしい。 母：43才ピアノ教師。本児を溺愛。過保護。学校や本児に内証で罵る。 祖母：73才	WISC 98 母子の依存関係強く、情緒未熟。緊張強く、小心。	溺愛、期待過剰。父死亡後母子の依存関係が強く固定化し、自信に欠けているので自力による解決困難。	家庭訪問。一時保護施設収容。通所を経て、現在寄宿舎付中学へ転校。母への暴力は続く。
盗み学	9才女	生後7ヶ月で養女となる。 幼稚園時に家庭に不満を訴え、腐食、友達と遊べない子。 小1で養女と知り、金品を盗み逃走。友人に物を与え内心をかか。	養父：34才居酒屋勤者。過保護 養母：36才パート。産米心強い親関係テスト：養父母共期待厳格。不安の傾向が強い。	知能は正常。抑制的で自己主張少ない。依存性。要求に固執的。	養母がパレー、絵等5つの點に遇わせる教育ママ型が問題。本児の非行は一次性的情動的不適応性のもの。	養母と11回カウンセリングをし、改善。
性的非行	13才男	小学校時知能障害を疑う。 中学校時友人無く無気力。その後女生徒の尻を舐めたり、風呂場更衣室をのぞく。	父：48才医師。几帳面。厳格 母：43才完全専。過干渉。支配的 弟：11才幼児期。母は弟に夢中。親子関係テスト：母子共消極的拒否が目立つ。	知能は中の下。抑圧的 人間関係は硬く不適切。	父母の期待過剰。過干渉。抑圧的 なしつけにより、本児は劣等感、性挫折をもった。	本児と母のカウンセリング。
盗み浮浪	10才女	1才半で養女となる。 小1頃から金を持ち出し、友人に食物等買ひ与える。その後、夜更、盗み、浮浪、学校不満足行動。M.B.Dの疑い。	養父：52才鮮魚行商。無力性格 養母：45才鮮魚店手伝。勝気。感情の起伏が激しい。 義姉：16才女工 養母は本児の非行を叱り、取ったりする。	S-Binet 94 ロールシャッハは愛情的素質的面貌 被で40.44人	人間関係の温りに欠けているため、自己中心的で顕示性強く、気まぐれ。未熟。消性欠如。5才頃から嘘が多く、盗み、夜更等問題が根深い。本児の性格特徴に家庭環境がからんでいる。	病院で投薬治療 担任による友人関係の調整。 両親の面接指導。 一時保護。
窃取出	8才男	小1で現金窃取。その後も兄と共に窃盗。窃取の繰返し。 授業中に窃盗を上げる。	父：58才御国生まれ。逆上する。 酒好き。 母：48才御国生まれ。文盲。 追従的。 兄：13才。教護院一少年院 兄：11才		父の飲酒による暴暴。兄の不良性等で家族全体の社会行動の歪みの中で本児は極めて不安定。現在離母家出。家庭での監視は困難。	一時保護 教護院 養護施設。
窃取	13才男	母子世帯。5才時に保育園で園児に乱暴。小児分装病で2年間入院。小学生時商店や板友の品物を窃取。	父：アル中で死亡。 母：本児を溺愛。折檻もする。 異兄妹	WISC 84 幼児性の攻撃反応多く、固執的。	善悪の判断力が低く、罪悪感の乏しい自己中心的性格。 母の監視能力が低い。	一時保護し、継続指導改善がないので、再び一時保護、養護施設。
家出窃	11才男	小6迄一回転校。その間家出窃盗の繰返し。親少年として警察から見相へ送致。	父：43才。家で横暴。独善。暴力。暴言 母：本児の4才時に結婚。 養母：本児7ヶ月で父の暴力に耐えられず家出。離婚。 養姉：17才。14才 異母妹5才祖母89才	S-Binet 102 社会性に乏しく、家庭に嫌悪感情を持ち、承認欲求が強い。	本児の問題行為は父の過吃責、体罰からの逃避と欲求不満に起因。父の受容的、承認的接納の確立ができれば本児の安定は回復される見通し。	一時保護から養護施設。父親とのケースワーク。 (父子の人間関係回復する。)
兄と喧嘩致し死	13才男	本児の金を兄に盗まれ、喧嘩。短刀で兄を死亡させる。 両親共働まで養った。	父：米軍要員。放任無関心。 アル中 母：月収3万円の共働き。 兄(死亡)弟双生児	S-Binet 111 酒飲。興奮性。自己統制力、内省力乏しい。	兄と比較されて疎外感を持ち、非行集団に入っていた。不満、不安、葛藤等の処理について自己中心的、無反省。	教護院送致。
盗み異性交遊	12才女	1才で乳児院。2才で里子。小4時長欠不登校より一時保護。里親解除の1年半後。盗みにより一時保護。中学時盗み、家出、異性交遊等により家へ送致。	実父母は本児2才時に離婚。 養父は10才時に死亡。 里親委託解除。	WISC 108 外向的、勝気。愛情飢餓感。攻撃的。反抗的。	本児2才〜12才の10年間、兄相で養護施設。長欠不登校、相談、無法行為等相談の関わりをしてきた。 家へ送致	
盗み	14才男	小1〜小4は年長児と現金窃取自転車、プラモデル等の盗み。その後単独非行となり、十数件の盗み。	父：本児9才時に喪母と離婚。 養母：意志が固く、好听的傾的。義姉、異母妹2人。	WISC 85 主観的、自己中心的。不満を爆発する。	非行歴のある児童との接触から非行が始まり、父母の無関心等で家族内の変動により、非行が慢性化した。	8才〜14才兄相で在宅指導。
盗みシンナー	15才男	小2級友の物を盗み、隣家に侵入。物乞又は盗みの繰返し、隣人にもマークされる。シンナー遊び。無断外泊。	父：55才農業。生真面目。協調性欠 母：49才口やかましく本児を叱責。夫関係悪い。 姉：17才。弟：12才 別居の姉：23才	S-Binet 95 愛情親和欲求の不足感。未熟なので不適応行動をとる。	父母の不和。母からの拒否感。地域住民の不信感。家族内の疎外。非行の反復と習慣化。環境不調による非行。	教護院〜養護施設 家庭後場後。非行再発。 少年院へ送致。
空果	12才男	小3〜4年は家の金持ち出し。小6以降空果。女性の下着窃盗10回以上。 フェティシズム傾向(14才時)	父：45才工務勤務。働き者。頑固。ケチ 母：44才過保護。 兄：19才 姉：15才 叔母：22才	S-Binet 85〜95 攻撃的。抑制的。罪障感乏しく、依存傾向大。	父放任。母過剰の愛のっ子。生活水準低く、両親不和で本児の非行の責任をなすり合う。本児は環境面だけでなく性格面で抑圧的で問題。	一時保護。兄相職員とラポール形成 でもず。担任、補習主事、親戚の協力でのスポーツクラブで活躍。 父親の面接指導。

石井他：年少非行に関する研究（第1報）

盗み	15才男	小3から友人の学用品、自転車ラジオ、現金等の盗みを繰り返す。	父：53才大工・監理指導能力強い。母：36才働くこと嫌い、情夫と関係。姉：17才弟10才情博施設妹：4才異母兄21才	知的に普通。攻撃的。社会適応劣る。欲求固執が強い。	学校に親和感を持っているが、家庭環境が情慮に近いので、養護施設で情緒安定、社会適応能力をつけさせる。	ママボリス・学校・少年指導員・民生児童委員・BB6の協力、引き取り希望の夫婦が養育。家庭は民生委員指導。現在定時制高校に通学しながら働く。
盗み	8才男	8才時近所から千円盗み、学校で金庫にいたり落ちつきない。学級費の盗み、商店の金を盗む。	父38才農業・酒乱、こわい存在母：38才農業・日雇い、父に逆わない。兄：17才、13才。本児は一人遊び多く、両親の愛に恵まれない。	S-Binet 120 外射反応、攻撃性強い。	適疎地帯で学友もなく独り。父は地域の近代化についていけず飲酒、家庭環境に恵まれない。	一時保護による指導家族への指導。情緒面で安定。父酒乱なくなり、兄も仕事につく。
無断外泊 女番長	14才女	中2で無断外泊、授業さぼり、ポンド喫煙、女番長	父：50才精神病院入院中母：46才喫茶店経営姉：21才兄：19才妹：11才祖父母共69才	S-Binet 90 意志の弱さ努力欠如	母親と感情的対立があり、その解消を和解するため家庭調整が必要。学校にも協力依頼。	非行おさまらず一時保護。教護院送致。家庭訪問。本児通学の希望強く措置解除。
非行リー グー。リン チ・恐喝	11才男	小4からグループを作り、リーダー、恐喝720回、窃盗、リンチ68回	父：41才主工、交通事故で生活保護、放任母：38才、本児4才時情夫と家出。離婚。姉：13才成績良く問題ない。祖父：71才祖母：69才叔父1人	S-Binet 105 家庭の魅力欠如社会的欲求不満集団に代償を求める。	愛情の不足、恐喝非行は劣等感からの自己顕示だから、精神年齢高く見過しがきるので劣等感の消去、個性の強化、承認欲求の充足をはかる必要がある。	一時保護して心理治療を行う。
恐喝・万 引、窃盗	12才男	中1から校内で恐喝。スーパーデパートで万引。恐喝、窃盗(単独非行又は非行リーグにおどかされて)4ヶ月間に6回警察に捕縛される。	父：38才生活保護、高学歴。養育。母：37才以前光療養。取手、ルーズ、放任。本児中1時家出。離婚。弟：8才身体不自由発達遅延	T-Binet 95 他者の影響支配受けやすい。情緒性低弱。依存欲求	両親の不和、家庭内の混乱。校内で非行グループの存在。本児はリーダの指示命令に追従的傾向。	通所カウンセリング父親の面接により、家庭での監視体制を作る。非行グループの解体。
盗み	6才男	4才で近所の牛乳、ヨーグルトを盗む。母が家を出て、現金も窃取。5才現金を万単位で友達の家で盗むこと十数回。その他プラモデルや玩具も盗む。	継父：29才本児の非行のため家出。母：30才元ホステス。執教育に無関心。放任。姉9才、祖母：59才日雇。実父。アル中で5才時に死亡。	知的に普通。情緒不安定。慢性的嫉妬。攻撃的衝動的	親の性行不良、叱責、拒否による物心両面の欠乏感強く、その補償作用として窃盗と悪循環。	一時保護。学校と父親の担任がセラビ的アプローチにより本児の相談相手となり効果がある。
盗・詐	13才男	実父行方不明、実母就労のため6才時に里子。養子となる。本児10才時、成績の良い2年上の里子が来たらから再三現金を持ち出す。車から現金窃取。	養父：45才 養母：44才共に農業 養育。義母の姉：51才里子：15才家族関係希薄	S-Binet 93+α 積極性を欠く。	現金の持ち出しということにより、適応不良の問題。上の里子の方が養父の受けがよいので、本児羨望、意志も弱い。養父はいくらなり現金を母える。	車からの窃盗が知れ養父より離脱。養護施設入所。
窃盗の繰 返し。	16才男	中1の1年間で60日怠学。5日間离校。中2で40日以上怠学。以後、自動車、バイク、カセット等を窃盗15回以上。	父：土木作業員。ルーズ、放任母：農業兼日雇、生活のため働き、子どもの養育はおろそか。姉：高2(姉2人兄1人結婚)	WISC 84 自信なく、退避傾向。社会的接触を嫌う。	親との断絶。所属感の乏しさ。怠学。学業不振のため学校生活に不満足。知能の低さ。情緒未熟のため、善悪の判断の鈍しから非行。	訪問指導。一時保護後、家族から教護院送り。無断外泊非行のエスカレーター。家族から教護院へ強制送致。
放火 窃盗	9才男	父は母に暴力。母は婦人相談所の援助を受け本児と住居を転々本児放火で1棟消失。学校で窃盗を繰り返す。	父：土方、アル中、しつともう想母へ暴力母：食の削り婦兄：小5		本児の養護・監視に自信を失い不安定になっている母親から離すこと。その上で非行・長欠の原因を考える。	一時保護。その間父親に発見され、本児引き取りを要求されるが家族から養護施設(施設に送付する)
家出 窃盗	11才男	小3万引、しかし明るい。小4校舎暴力、長欠を始める。小6家出(3日友人宅)中学へ入り急激に非行化	父：40才無職。高寝したり、飲酒暴力。養母：37才ホステス別居中祖母：63才2つ下の妹交通事故死	WISC 119 明るい落ちつきに欠け、警戒心強。大人びている。	同級生行動は多発。父親が予想されるが、父に監視させることは不適当。	家族から教護院出頭後、家出窃盗非行の心配はない。父は相談せず非常識のまま。
長欠 家庭内 暴力	12才男	幼児期登園拒否。母専子や金与える。小2登校拒否、友人少ない。小6の2学期から全く登校せず。家で鉛筆をいじめ、親にタイプを振りまわす。	父：40才建築業を自営。借金返済中母：36才夫に不満足家出。跡手妹8才、4才弟：7才MBD。父母喧嘩多く。お金で子どもを養わせる。	WISC 90 ローレンジンクハでは情緒不安定。社会性欠如。	分離不安に起因する登園拒否を慢性化。本児は長欠を気にしているのだが親は攻撃的態度。両親に養育機能低いのて親子共通的に問題を解決できるよう援助必要。	家族関係の調整。一時保護所で心理治療。中学でも登校拒否。暴力(父親精神病院へ入院)
家庭内 暴力	15才男	小さい頃からよく他人に物をとられる子。中2の時バスケットのレギュラーからはずされたことをきっかけに母に乱暴、夜遊び、登校拒否傾向。	父：48才電鉄会社社助役。勤めの関係で家族と接触薄。母：47才養育に無心。兄：23才製作所勤務		本児は母親の完全な庇護のもとにあり、未熟。依存的。バスケット部の選手になれなかったことは自らの危機感と考えられる。	母への治療面のみ。家族が本児を理解し本児の自我形成を援助する。
盗み	6才男	4才からスーパーで盗み。母から折檻(たたく、熱湯をかける)窃盗癖、車上犯し	父：68才おとなしい。気が弱い。育児無関心。母：48才勝気。働き者、夫に不満。姉：13才IQボーダー	T-Binet 74 文字・数字に興味がない。感情突進に欠ける。	母は監視能力に乏しく、父も追力に欠け、養育態度に一貫性がなし。本児も友達と遊ばない。	3回の一時保護やキープの結果、一応善悪の判断は良くなったが盗みは消えない。
家庭内 暴力	14才男	小5石を投げて金魚の水槽を破る。中学に入ってから暴行をいじめたり、飼犬に熱湯をかけて殺したり、母親に乱暴。	父：42才会社員。真面目。几帳面母：41才あれこれ親をつかう。弟：12才	WISC 104 SCT、ローレンジンクのクレバリン旅行自己中心的、むろり学業成績は1と2。	本児と対決して解決しようとしていない父と本児から逃れようとする母から、本児はわがままで協同性のない人格を形成。小言の多い父。世間体形成に青年期に入って思ひこぶつけた。	一時保護。その後は家庭で親子が対決して、その中で成長していくことを期待。一度改善された。二度改善された。
乱暴 夜遊び	12才女	実父に認知されず、祖母と母との間を転々、母の実家は折檻される。小4時、飲酒して下着1枚で夜遊。小6からは不良と付き合う。暴言暴力、夜遊等	父：土建関係。住所不明。酒。ギャンブル母：本児小2の時から行方不明異母兄2人父方祖母：母と本児を憎む。	WISC 92 思考力・判断力は未熟。内的統制は弱い。	実父母、祖母との感情的対立のため、実母に置き去りにされた。捨てられる不安、折檻、虐待の経験等から反発的になる。	一時保護の後、周囲の理解を求めながら心理治療的指導。父死亡。養護施設へ。

(児相相談事例集による)

Ⅲ 児童相談所の事例における年少非行

1. 年少非行の発生とその措置、処遇について

一般に非行が起るには、その動機があって、それを行動化して非行となるのだが、同じ動機でも非行になる者と、ならない者がある。環境、生育歴などが大きな非行の誘因となると考えられる。特に年少者の場合は非行の動機そのものより、環境等の作用が強く、時には環境そのものが動機となっていることさえもするように思われる。更に、動機があり、環境が恵まれない場合でも必ず非行が行われるわけではなく、動機や誘因にもめげないその個人の非行を抑止する力の有無が、最後の鍵となるのは言うまでもない。この抑止力は、生来的な意志の強さによるところが大きい。それに行為の善悪の判断及び、その結果のもたらす不安等の作用が加わるものである。そして、善悪の判断や結果についての感受性は生育過程において、はくぐまれるものである。その意味で、環境・生育歴は非行の温床となりやすいと言えるのではないだろうか。とくに、年少であればある程、家族からの影響を強く受けていると思われる。

年少者が非行を行う場合は、学校社会、家庭内及び地域社会の中である。その問題の処遇については、日常は主に学校即ち、教育機関にゆだねられている事例が多い。学校内で起きた非行、例えば盗み、恐喝、暴力行為等については、当然のことながら教師が当り、問題解決の方向へ何らかの指導を行うわけである。又、下校後に地域社会で起きる非行としては、単独での盗みや万引等に加えて、集団万引、集団暴力行為等があるが、これは被害を受けた人、被害の程度等によって直接保護者又は、学校に通報される場合もあるが、中には警察への通報に始まり、非行の重さや質によって保護者への訓告にとどまる事例、学校へ移行される事例と、学校へは連絡のみで警察でそのまま措置されるものがある。その場合、本研究で扱う14歳未満<sup>1)</sup>の少年については、刑罰法令に触れる行為をした場合(触法少年)も家庭裁判所の審判を付するためには<sup>2)</sup>、知事又は児童相談所長からの送致を受けなければならないので、警察官はその少年を児童相談所(以下児相とする)へ送り込む。児相はこのように警察からゆだねられた少年又は、直接に家庭から、時には教育

機関から依頼された少年について相談に応じ、それぞれの確な判定を行う<sup>3)</sup>。即ち、事例毎に児相における一時保護<sup>4)</sup>、福祉司による指導<sup>5)</sup>、教護院への送致<sup>6)</sup>、家庭裁判所<sup>7)</sup>への送致等それぞれについて、その処遇を決定する。つぎに、児相で扱ったいくつかの年少非行の実際的事例について検討してみたいと思う。

2. 児童相談所における事例

昭和44年～54年に亘る11年間の「児童相談所事例集」により、14歳未満において非行の始まりがみられる事例を抜き、各児相における取り扱い時の問題行動、家庭環境(生育歴)、検査所見、総合所見、処遇等について検討を加え、今後の非行防止への指針に役立てたい。

第5表の27事例(男21、女6)について項目別に検討してみると、

1) 問題歴

これは広義の意味の非行歴のことである。その内容について延人数を出して非行傾向を示すと、第6表のとおりである。窃盗・万引等の盗みが多く、次は長期欠席、登校拒否等の怠学が多い。そして、殆どどの事例が何年かの非行歴を持ち、いくつかの非行を重ねている。では

第6表 非行の内容

盗み	20人	放火	2人
怠学	10	ワイセツ	2
暴力	8	シンナー	2
恐喝	4	異性交遊	1
家出	4	喫煙	1
暴言	3	空巣	1
外泊	2	殺人	1

第7表 非行のはじまり

4歳	スーパーから盗み	9歳	現金を盗む
4	現金、ヨーグルト等盗み	9	長欠(怠学)
5	登園拒否	10	飲酒
5	園児に乱暴	10	現金を盗む
7	現金を盗む	10	恐喝、窃盗
7	現金を盗む	10	ことばが急に乱暴
7	金品を盗む	11	家での乱暴
7	現金を盗む	12	母への暴力
8	友人のものを盗む	13	恐喝、万引
8	家出、窃盗	13	無気力、ワイセツ
8	現金を盗む	13	怠学、家出
9	失火、窃盗	13	外泊、喫煙
9	万引	13	殺人(兄)
9	友人の学用品を盗む		

\*1 刑法第四十一条  
 \*2 少年法第三条  
 \*3 児童福祉法第十五条  
 \*4 第二十三条及第三十三条  
 \*5 第二十六条  
 \*6 第三十七条及び第三十二条  
 \*7 少年法第六条

最初の非行はいくつ頃から始めているのか、又どんなことをしたのだろうかをみると、第7表である。小学校4〜5年頃が多いが、早い子どもは幼稚園で盗みをしている。へじがし、幼児のスノーボードの盗み、友だちに対しての乱暴、登園拒否などの問題は一般に比較的多くみられる問題である。ただ幼児のごうい問題は殆んどが一過性である。それが尾をひいて10代への非行につながることは、両親のがかり方、環境の影響等に問題があるためではないだろうか。

2) 家庭環境  
この27事例に関してははやや複雑な家族関係がみられる。養父であるもの2、養母であるもの4、共に養父母であるもの3、里親のもの1である。又、両親のどちらかが離婚、別居、死亡、行方不明等、家に居なくなっているものが13事例もあり、それに準ずるものとして、精神病の父親、情夫である親、別居同然にしている両親等の3事例がある。家族以外の同居者は祖母の場合6、祖父1、叔母1であり、これはとりたてて多いことではない。同胞との関係については、独りっ子4、末子11、第1子(いずれも2人の中)5である。独りっ子と末っ子を合わせると15事例もあり、そして、6人きょうだいの末っ子である場合が、そのうち6事例である。親の過保護の影響が考えられる。

つぎに、父親と母親のそれぞれの性格及び行動についてみると、大体次の第8・9表のような傾向がある。

第8表 父親の性格、行動

養育に無関心放任	6	ギャンブル	1
酒のみ	6	嫉妬	1
非社会的	4	家出	1
溺愛	4	服従	1
厳格・叱責	4	ケチ	1
真面目・几帳面	3	精神病	1
大人しい・気弱	3	無気力	1
暴力	2	知的に低い	1
		がんど	1

第9表 母親の性格・行動

過干渉・口うるさい	6	行方不明	1
勝気	5	感情表現乏しい	1
過保護	4	養育に一貫性ない	1
派手	2	不安	1
		家出	1
養育に無関心・放任	3	折監	1
情夫との関係	1	文直	1
意志弱い	2	完全癖	1

父親は酒飲み、真面目で几帳面、非社交的なものが多く、子どもに対しては、教育に無関心で放任、溺愛する、または、厳格である。母親は勝気で、子どもに過保護、過干渉である。このように両親の性格と子どもの扱い方をみると、子どもが問題行動を起すのも仕方ないとみられるような事例が多い。

3) 検査所見

知能指数についてはWISC又は Binet 法が施行され、指数の明示されているもののみについて、平均を出してみると102(120~74)である。ごく普通の知能のものが多く、性格テストの所見をまとめてみると(第10表参照)、その上位は攻撃的、衝動的、反抗的で社会性に欠ける性格傾向がみられる。これらはいずれも問題児の性格傾向である。

第10表 非行児の性格

攻撃的・衝動的	11	自己中心的・わがまま	3
反抗的	7	感情交流に欠ける	1
社会性に欠ける	7	意志が弱い	1
依存的	5	勝気	1
抑制的	4	自己承認欲求強い	1
思考力・判断力に欠ける	4	外向的	1

4) 総合所見

これについては、各児相でそれぞれ、環境、両親の性格、非行児の性格等からみて、的確な分析及び検討がなされ、判定されている。

5) 処遇・経過

各児相において総合所見に従ってそれぞれ処遇され、中には改善されているもの、又頑固に非行を続けているもの等がある。事例によっては一時保護をして後、教護院へ送らたり、又戻して一時保護するなど念を入れての処遇もみられる。27事例の内わけは養護施設7、教護院6、一時保護19、子どもの心理治療5、生活指導3、キャンプ1であり、親の面接指導を併せて行っているもの7である。以上が少い事例ではあるが、児相で扱った年少者非行の概観である。されにまれは、①非行を行う子どもは性格的に問題がある。それは生来的な性格が、生育過程に依るものかは事例毎に様々である。しかし、必ず非行を行う性格の決めでは見あたらない。②家族の複雑なごとき子どもに問題行動を起させやすい。特に、両親共又はいずれかが養父母である場合が多い。この事例の中には里子に出されて非行を行つた

め、里親委託解除にされた例があるが、それは本質的に里親が、最後まで子どもを受けとめてやろうという姿勢がないからではないだろうか。

③ 両親の性格や日常の行動は子どもに問題行動を起させやすい。この事例の中には養父母に育てられた場合が多いためあって、両親の日常生活の態度が社会人としての手本にならない。従って、行為の善悪の判断も育たない。又、両親と子どもとの関係も稀薄である事例が多く、常に子どもの欲求は満たされず、精神的飢餓状態になっている。末っ子や一人っ子の非行が多いことも、無責任な両親の溺愛のため、子どもが精神的に独立しようとする時期に不安定な状態に追い込まれてしまうからではないだろうか。

このようにみえてくると、非行を行う子どもについては、その両親の子どもの育て方に最も多く問題が存在しているように思われる。従ってこのような問題のある家庭については、子どもの幼児期にチェックして、両親を指導していけたら万全ではないだろうか。それには、地域での非行防止のアップールも必要である。児相が中心となり、教育機関、警察等の関係各機関が一体となって非行防止の風潮を作ることが、現在の重要課題ではないだろうか。

#### IV 事例による検討

##### …盗みをくり返した13歳少女の場合…

盗みは、年少非行のなかでも最も一般的な型の行為であり、14歳未満の触法少年の8割以上にも及んでいる。なかでも、体力のない少女の盗みはとりわけ多く、その動機は、男子の場合のように遊興、飲食、生活苦などが上位を占めているのは異なり、でき心によるものが圧倒的多数を占める。ここでとりあげる13歳の少女の事例も、小学校4年の集団万引きを初めとし、以後家庭内窃盗から学校内窃盗へと移行していった、比較的単純な非行的反応機制をもつ、非行が習慣化する初期のよくありふれた例と言うことができる。水島は年少非行を問題にする際に、青年期以上の非行とは違ったとらえ方をしなければならないという考えのもとに、児童期非行の特徴を2点あげている。第1は、小学生の段階ではまだ本格的な非行集団は存在しにくく、それだけ子どもの非行的文化への感染の度合は少ないので、年々集団化の傾向がみられても、触法行為としては単独の窃盗の形が最も多くみられるという点である。もう1つは、非行の理解を、不必要に神経症などの情緒的不適応機制と混同してしまうことを戒めながらも、どうしても親子関係の諸問題が非行性形成の

主要なポイントになるという主張である。こうした指摘は本事例にもそのまま当てはまる。本児の周囲には、非行の環境要因はみあたらないし、かりに不良集団が存在したとしても、それが強い影響を及ぼしたとは考えられない。9ヶ月のセラピー期間中、われわれがとくに問題にしたことは、やはり基本的な人間関係である親子関係の歪みであったことも、また事実である。

性的非行、暴行、傷害、殺人などの触法行為を犯した子どもの多くは、それ以前に半ば常習化された盗みの経験をもつことは、前章の児童相談所の非行に関する事例を基にした総括的な研究でも明らかである。その意味でも、高次の非行へ発展する以前の、子どもの側に情緒障害がみられる年少非行例をここでとりあげ、親子関係を中心としたより基本的な非行形成のメカニズムを詳細に検討することは、年少非行に対する早期の治療教育や予防とも考え合わせると、意味あることと考える。

【事例】本児は13歳の誕生日を間近にひかえたある日、母親につれられて当研究所に来所した。友達の手布から現金を抜き取ったところを先生に見つかったのである。初対面にもかかわらず、セラピストと目が合うと「こんにちは」と気軽に頭を下げ、悪びれた様子はどこにも見られない。「先生、何して遊ぼうか」と甘えるような口調で話しかけてくる。年齢の割には幼い顔つきで、かわい印象を受けたが、体つきは年齢相応である。ただし、初潮はまだ迎えていない。

既往歴については、三角筋縮小以外に妊娠や出産、その後の発育で特に問題はなかった。ひとりっ子のせいか、幼い時から友達はありませんでした。学校でも友達と言える人は一人しかいないが、毎日よろこんで登校している。「友達なんて別に欲しいとも思わない。心のいい人ならいいけど。」と言う。成績はクラスで中位。本が好きでいつも図書館で借りて読むが、熱中すると授業中でも平気で読みふけている。IQ114(鈴木ビネー)。

本児は小学4年生の時、スーパーから集団で万引きし補導されたことがある。当時は授業中こっそり教室をぬけ出したりしたこともあったが、その後は担任が男性の先生に変わり、いろいろ親身に目をかけてもらったせいもあって、問題行動はほとんど起こしていない。盗みを連続してするようになったのは、むしろ小学6年の後半になってからである。家庭教師の家からきれいな飾りの小ビン(5千円相当)を持ち出し、素知らぬ顔をしていたり、両親の財布から小銭を盗んで

は好きな物を買ったりしていた。今回問題となったのは、校内の現金盗難事件が起きたのは、中学1年の12月のことであった。生徒のカバンから現金が紛失する事件が数回続き、その時教室に本児一人が残っていたのを目撃されていたために、犯人として疑いをもたれることになる。職員室に呼ばれ、先生から詰問されたが、自分は盗んでいないと主張し、その晩はそのまま家に帰された。家では犯人扱いされたのがぐやしいと、しみじみと泣いたという。母親もこの時は、「我が子が犯人ではないと固く信じていた。しかし、数日後、今度は現金を盗んでいるその現場を先生に押えられてしまったのである。今までの盗みもすべて白状し、盗んだお金は総額で7千8百円になるという。母親は電話の方向こうで、あるいはまた相談室の中で「子どもに裏切られた、もう信じられない」と、ただただ泣くばかりであった。その後、盗んだお金を返すために、母親は8千円を封筒に入れて子どもに手渡した。ところがいつまでたっても先生からの連絡がこないで、不信に思い学校に問い合わせると、担任はまだ現金を受けとっていないという。そのことを母親が本人に問い詰めると、「私は6千円しかとっていないのに、先生がうそをついているんだ。だからそんなお金返すことないから、その日の内に売店で全部使ってしまった」と答えている。本児の父親は40歳で銀行員、仕事が忙しく、あまり家庭での団らんを楽しむ余裕はないが、それでも時間ができると、サイクリングや卓球などに子どもをつれだしたがりする。本児は母親と比べ、やや神経質ではあっても父親の方に自分の気持や学校での出来事を話すことが多いようである。38歳の母親は、幼い頃に実父と死に別れ、それ以後は実母の片腕として働き、家族の生活の面倒もみていたらしい。家の都合で高校を中退し、編物の師匠の家に内弟子として住込み、朝3時から毎朝家政婦同様に働いていた苦勞人である。そのためか、自分の気持を押えるのが習性化したような所があり、いつも何か悩んでいるような物憂い表情をしていることが多く、喜びや笑いはあまり表現しない。今回の盗難事件が発覚した直後は、ただオロオロして泣くだけの毎日であり、これが母親のカウンセリングの場面になっても、「子どもが一人で悪くなったのに、なぜ自分はここまで苦勞し、悩まされなければならぬのかかわからない」、「自分は母親として変わる必要はない」というのが、終始一貫した態度であった。セラピー期間中、本児が一度だけ両親について真剣に語ったことを要約すると、父は日曜日にきままって会社

の人と釣りに行ってしまふので淋しい。母とたまにデパートに買物に行くが、用事のある所だけしか見ないでさっさと帰ってしまう。両親と3人で出かけても、すぐに早く帰ろうとしか言わない。ソフト・クリームを買ってもらうことだけが楽しみ、ということである。母親は、本児の盗み癖を心配するよりも、自分の生活の不安定さを心配している。本児は、一般的には、親の子どもに対する愛情や承認の欠如、あるいは無理解が少女の非行の主たる要因になりうると言われている。本事例でも、親と子、特に母親と子どもの間のどこか歯車が噛み合っていない関係を見逃すわけにはいかない。とは言え、こうした親の養育態度は、なにも非行だけではなく、登校拒否や神経性習癖など、子どものさまざまな問題行動をひき起こす可能性を含んでいることは誰もが認めるところである。問題は親子関係の障害が、どのようにして非行（盗み）という行動に結びついたかという、年少非行独自のメカニズムを明確化しておくことが必要になる。本事例の母親は、子どもが伝達し表現しようとする真の意味については鈍感で、相手の感情や欲求など、心的世界を共感的に受けとめることは苦手のように思われる。事件が発覚し表沙汰になった時も、子どもに裏切られた、自分はぐやしい、辛いと、精神内界の緊張を外的世界との葛藤として体験しようとする傾向や、問題を正面から取組むことを避け、自己憐憫に終始する傾向が認められた。初回の母親面接後、本児は母親の顔を見て「お母さんまた泣いたの。目が赤いよ。大丈夫？」と、やさしい心づかいを見せ、まるで母と子の役割が逆転したかのようである。それだけ本児は、自分が起こした事の重大さを実感することから、身を引いていることになるのだが、セラピーのある日、予約時間よりも20分前に来所した2人は、並んでソファーに腰掛けていた。その間、母親は重く沈んだ表情でさかんに何か小言を言っている様子である。子どもは肩を萎め、時々ヨクリとうなずきながら沈痛な面持ちでそれを聞いている。時間になったので、うながされてセラピー室に入るが、とても不満そうな顔つきをしてふてくされている。「お母さんに何か言われたの？」と聞くと、「先生、私いつまでここに来なければいけないの？」と聞いてくる。「ここに来るのもう嫌になっちゃった？」と言うと、「そう。だってお母さんたらいつも、お前が悪いことするから、忙しいのに2時間もかけてあんな遠くまで行かなくならち、金はない。お金もかかるから毎晩遅くまで内職して、体も疲れ

てしまったとて言うの。今日だつて電車の中でずぶどだま」と言い、その後30分間机の上に顔をうつぶせにして身動きひとつもしない。やがて元気をとりもどしたのか、オモチャ箱の中からマシカの絵が描いてあるシールを一枚見つけ、「かわいいなこれほしい」と言うので机の上に置き、セラピストを誘ってママゴト遊びを始める。遊びの内容や話し口調までが急に幼くなってしまった。しばらくすると、本児は先ほどのシールを黙って自分のカバンの中に入れようとした。「どこにあるオモチャは皆のだから、持ち帰るならちゃんとだまよ」と言うので何も言わずに元の机の上にもどす。それからの遊びの内容は益々退行的な様相をおびてきて、セラピストの背中に甘えるように抱きついたり、我がままを言うでは幼児のように駄々をこねたりもした。セラピー終了後、ふと気付いて机の上を見ると、もうそこにはマシカのシールは見当たらない。母はなににも本児をあからさまに拒否したり、無視しているわけではない。将来、大前の人間に成長してほしいと願って、家庭教師をつけたり、日常生活のこまごまもたことにも注意をするのであろうが、それが深い情緒的な結びつきに裏打ちされた批判や注意ではなく、本人の気持を無視した一方的な押しつけになつているところに問題がある。父親もどさがよそよそしく、自ら家庭の安定や安らぎを見出そうと努力しているようには見受けられない。じかも両親は、夫婦間の葛藤や自分自身の感情に気持を奪われているために、親の社会規範や価値観には一貫性、共通性に欠けるどころがあるように思われる。その場の状況や感情に左右されて物事を判断してしまい、子どもに対しては矛盾のない適切な指針がなかなか示せないでいる。ガラスの昔から遅れないようにと、家庭教師をつけたり、珠算塾に通わせても、子どもがさぼった時の母親の口癖がいつも「お金がもうたない」では、子どもが親の本当の気持をつかむことはできないのではないだろうか。母親の規範や価値観が混乱していたり、矛盾していたり、それだけ子どもの逸脱した行動を抑える力は弱まり、逆に非行的な価値規範のとり入れを促進するという悪循環が始まる。ましてや、親に期待をかけられていることが感じられても、それが努力によって達成される範囲を越えているならば、子どもの混乱は一層増幅され無力感を味わわれる結果に終わる。本児が作った箱庭では母親がライオンとして中央に登場し、その側で本児の分身であるタヌキが恐る恐る接近したり、距離をからたりしている光景を、父親のカモジカが遠くから眺めているタヌキが展開されたが、これは真にこの家族を象徴的に

表現していると言えよう。このように、本児は自分の行動や考えの指針となる信頼をよせるべき枠組があいまいなために、不安定な状態に置かれていることは容易に想像がたぐ。親のまなざしは常に子どもの欠点、弱点にそそがれ、親が子どもの感情や要求のうちで認知できるのは、親自身の感情や要求、あるいは期待に合致できるものだけである。誰も自分を理解してくれないと感じたり、人から期待されていない、認められていないという自己像は、子どもが集団生活の中で身につけていくはずの協調性、他愛性、自尊心などが涵養されるのを妨げてしまう。非行少年と接していて、彼らが家と肩の力をぬいた時、「オレ、バカだからな」「私が駄目なのよね」ともらすことを耳にするが、これは地道な努力を初めから諦めてしまい、仲間と競うことから安易に降りてしまいがちな彼らの心情を如実に示している。非行少年は、欲求不満や葛藤状態に陥った時、その原因や解決策をつきつめて考えようとはせずに、その場のなりゆきから刹那的、短絡的に結論づけて行動してしまう傾向はかなり顕著に認められる。生体内の緊張が高まっても、それをたくわえておく耐性が低く、かつ合理的な適応機制を体得していないためである。じかもその時、自分の行為に対する情緒的反応を抑制しているので、社会規範から逸脱したことへの後ろめたさを実感することは、一時的にせよ回避できる。習慣化された盗みは別として、初期の盗みはうら積んだやりきれない気持から、まど何かにつかれたように金品を手にしたのであって、盗るごとのスリルや冒険を楽しみ、成功の満足感を味わうようになるのはその後のことである。しかし、盗みを何回かくり返すうちには、欲しい対象を直接所有することを目的とした盗みに発展していくのであるが、その背景には、無意識的にせよ親への反抗や報復が随されていることは、誰も指摘するところである。また、盗むという行為は、ある意味では彼らの無力で疎外された自己像を強化する一要因になつていとも考えられる。「人から大切だと認められていない駄目な自分だから、盗みをしたらでどうぞいふことはない」といふ一種居直った合理化は罪の意識に悩まされないための、かろうこの言い訳になる。

とは言え、彼らは自分が犯した行為に対して、罪の意識をまったく抱いていないとは考えられない。非行少年はまど盗む意志はなからた、人に誘われたがらやられた、誰にも迷惑をかけていない、世間が悪いなどと考えて自分を納得させ、自らの責任を否定したり、他に転嫁させることによつて、罪の意識を中和させようとすると言わ

れる。ところが本児の場合、それに加えて退行という防衛のメカニズムも働いていたのは明らかである。即ち、盗みなどのように、周囲のおとなから叱責を受けそうな状況では、発達のより低い、より未分化な心的状態、行動様式にもどり、相手（主に母親）に甘えたり依存することによって、叱責や批判をかわそうとするメカニズムである。それはまるで、親やセラピストに愛情のさぐりを入れるための甘えや退行であるかのようにも感じられる。その時だけは本人も、自分の身についた本来の規範意識をゆるめ、より低年齢の子どもがもっている倫理や道徳観を採用しているので、それだけ自責の念にかられるのは少なくすむ。このように、逸脱行為に対して、合理化や退行によって罪の意識を中和させようとする心の動きは、かえって非行の常習化をまねく。

一方、劣等感、疎外感が強く、不安を感じて抑制的になっている子どもたちの心の底には、人一倍、周囲から受け容れられたい、大事にされたいという気持があり、その点が相手に理解され、支えられることが何よりも大切である。ところが、自分の気持を明らかにし、それが認められた経験が少ないために、彼らは他人からの批判や嘲笑を予期して恐れ、なかなか相手に自分を表現しようとしなが普通である。本児が描いた人物画には、清楚な服を着たかわいい少女が表現されているが、なぜか左手だけは体の後ろに隠されている。本児のつくうそには、誰にでもすぐ知れてしまうような一時逃れのうそもあるが、たとえ親でも、真実を自分の心の中だけにしまっておいて、のぞかれないように隠しておこうとするうそもあるように思う。

セラピー過程全般を通して、本児が退行的な遊びをしたり、甘えを表現したのは一部にすぎない。大半は中学生らしい遊びであり、セラピストと2人で話し合った内容もまた同様である。家で飼っている2匹の犬だけが、本当の友達であるとか、野に咲く花が大好きで、根ごと家の庭に植えかえたが枯れてしまって悲しいなど、素直な感情表現も多くみられた。時には社会科の教科書を広

げて、世界の穀物生産のアンバランスな現状を理路整然と得意気に語ったり、新聞記事から社会の矛盾を的確に批判するなど、一方では年齢にふさわしい価値基準や規範意識をもっているのである。こうした本児のもうひとつの側面が尊重され、一貫して認められていかなない限り、主体性や自尊心を再び取りもどし、安定した自己の規範を確立することはいつまでも実現しないであろう。

【文 献】

- 1) 大蔵守夫：家庭内暴力の実態とその対応。警察時報 1981, 7月号 P 23~39.
- 2) 児童相談事例集 第1集(1969)~第11集(1979)
- 3) 中野英和他：児童相談所における非行児童の一考察 富山児童相談所研究紀要, 1980. P 11~23.
- 4) 内山絢子：小学生の非行要因の検討, 科警研報告 防犯少年編, 1979, vol. 20. P 1~11.
- 5) 教護触法児童の予後調査結果について, 1979, 三重県北勢児童相談所
- 6) 厚生省児童家庭局：昭和55年度全国児童相談所長会議 資料編 1980.
- 7) 水島恵一他：児童の非行, 「幼児期・児童期の異常心理」大原健士郎・岡堂哲雄編, 新曜社, 1980.
- 8) 宮澤 修：非行少年と親一特に年少グループについて, 心と社会, vol. 8, No. 3, 216~223, 1977.
- 9) 西山健一：教護院の非行児教育Ⅱ「育つ」, 第18号 16~32, 1980.
- 10) 安香宏・麦島文夫(編)「犯罪心理学」有斐閣大学双書, 1975.
- 11) 安香宏他：「非行少年の心理」有斐閣新書, 1978.
- 12) 樋口幸吉：「非行少年の心理」大日本図書, 1979.

本稿を執筆するに当り千葉県市川児童相談所長 仁科義教, 科学警察研究所 麦島文夫, 国立武蔵野学院長 宮沢 修, 東京都足立区立足立第中学校 岸本啓二各氏の順に御講演を賜り御指導を頂きました。ここに謝意を表します。